

老人クラブ会則の例示

*この会則は、あくまでも一例です。老人クラブは任意団体ですので、それぞれのクラブの会則は、会員相互の話し合いでクラブごとに決定するものです。

〇〇〇〇老人クラブ 会 則 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「〇〇〇クラブ」という。

(構成)

第2条 本会は、第6条に掲げる会員をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、〇〇〇におく。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、“健康・友愛・奉仕”を基本に「生活を豊かにする楽しい活動」「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、高齢者の保健福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、第4条に掲げる目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 高齢期をともに生きる仲間づくり活動
- (2) 心とからだの健康づくり活動
- (3) 相互に支え合う友愛活動
- (4) 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動
- (5) すべての実践の基礎となる学習活動
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員の要件)

第6条 会員は、本会の目的・活動に賛同する〇〇〇地区に居住する概ね60歳以上の者とする。
ただし、60歳未満の者の入会を妨げない。

2 会員は次により区分する

- (1) 正会員（60歳以上の者）
- (2) 準会員（60歳未満の者）

3 会員は、第23条に基づき会費を納入するものとする。

(加入)

第7条 本会への加入を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

(休会・退会)

第8条 休会または退会を希望する会員は、本会会長に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員構成・定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名 (男女各○名)
- (3) 幹事 ○名 (男女各○名)
- (4) 会計 ○名
- (5) 監事 ○名

(役員選任方法)

第10条 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事は、本会の業務を処理する。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(役員任期・補充)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議種類)

第13条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(会議構成)

第14条 総会は、全会員をもって構成する。

幹事会は、会長・副会長・幹事・会計をもって構成する。

(会議権能)

第15条 総会は、次の事項について決定する。

- (1) 年度活動計画に関する事項
 - (2) 年度予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の変更に関する事項
 - (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他会長が附議した事項
- 2 幹事会は、第1項を除き、業務遂行上必要な事項について決定し、本会の運営にあたる。

(会議の開催)

第16条 総会は、毎年〇回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 幹事会は、必要に応じて随時開催する。

(会議の招集)

第17条 会議の招集は、会長が行う。

2 会長は、会員の相当数または監事から、会議に附議すべき事項を示して総会の開催を請求された場合は、その請求があった日から〇〇日以内に、これを招集しなければならない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する。

2 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の決議)

第19条 会議の議事は、出席者の賛成多数で決する。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 会員数及び出席会員数

(3) 議事の内容及び結果

2 議事録には、その総会に出席した会員の中から選出された2人以上の者が、内容を精査し、署名・押印しなければならない。

第5章 部会

(部会の設置)

第21条 本会の活動を円滑にすすめるため、必要に応じて部会を設置する。

2 部会に関わる規程は、別に定める。

第6章 会計

(経費の構成)

第22条 本会の活動に関わる経費は、会費・補助金・寄附金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第23条 本会の会費は、次のとおりとし、毎年年度当初にこれを納入する。

(1) 正会員 〇,〇〇〇円

(2) 準会員 〇,〇〇〇円

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 帳簿

(帳簿の整備)

第25条 本会に次の帳簿を整備する。

- (1) 会則綴り
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書及び記録簿
- (4) 予算書・決算書及び会計簿
- (5) 経費支出及び財産に関わる証拠証券（請求書・領収書・預金通帳等）
- (6) その他必要な帳簿

2 第1項に掲げるもののうち、(1)及び(2)は常備し、その他については当該年度終了後5年間保管する。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第26条 この会則を変更しようとするときは、総会において決議を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第27条 本会を解散しようとするときは、総会において決議を経、当該する市（町村）主管課及び市（町村）老人クラブ連合会に届け出なければならない。

2 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、老人健康福祉の向上に資する活動を行う団体・機関に寄付するものとする。

第9章 補則

(施行細則)

第28条 この会則の施行について必要な細則は、総会の承認を経て会長が定める。

第10章 附則

(施行・沿革)

第29条 この会則は、平成〇年〇月〇日より施行する。